

令和7・8年度 入札参加資格審査

佐賀県建設・技術課

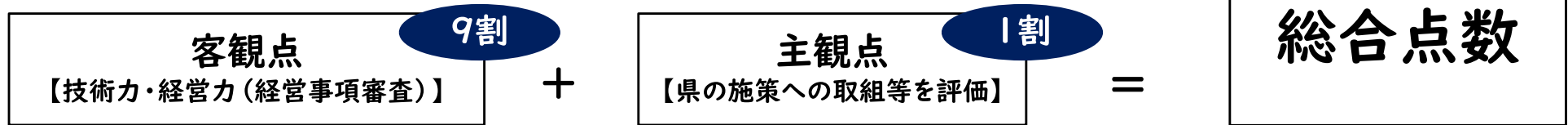
1.入札参加資格審査(等級格付)の概要について

❖等級格付けとは

- ・発注規模に応じて、技術力・経営力を有する適正な業者を選定できるよう、事前に審査したうえで登録し、ランク分け(A級、B級など)する仕組み。
- ・入札参加資格は2年間有効であり、2年毎に資格審査(等級格付)を実施

❖客観点と主観点で点数付け

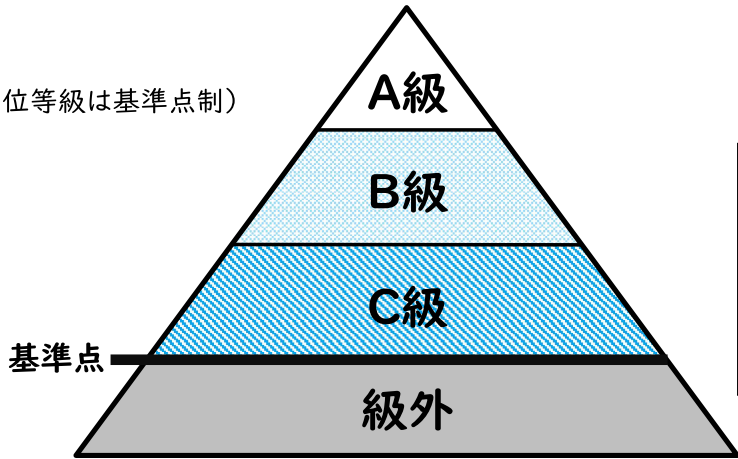
業者の技術力・経営力と、県の施策への取組等を評価。



❖等級の格付け方法

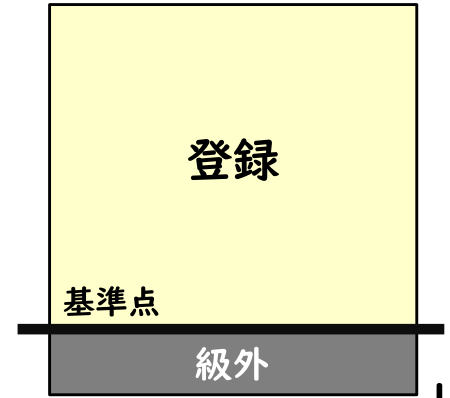
- 11業種は順位制
(上位等級は順位制、最下位等級は基準点制)

土木一式、建築一式、
とび土工、電気、管、
鋼構造物、塗装、造園、
舗装、機械器具設置、
電気通信



- 18業種は登録制

大工、左官、石、屋根、タイル、鉄筋、
しゅんせつ、板金、ガラス、防水、
内装仕上、熱絶縁、さく井、建具、
水道施設、消防施設、清掃施設、
解体



2.経営事項審査(客観点)および技術等評価点(主観点)について

❖経営事項審査(客観点)の内容

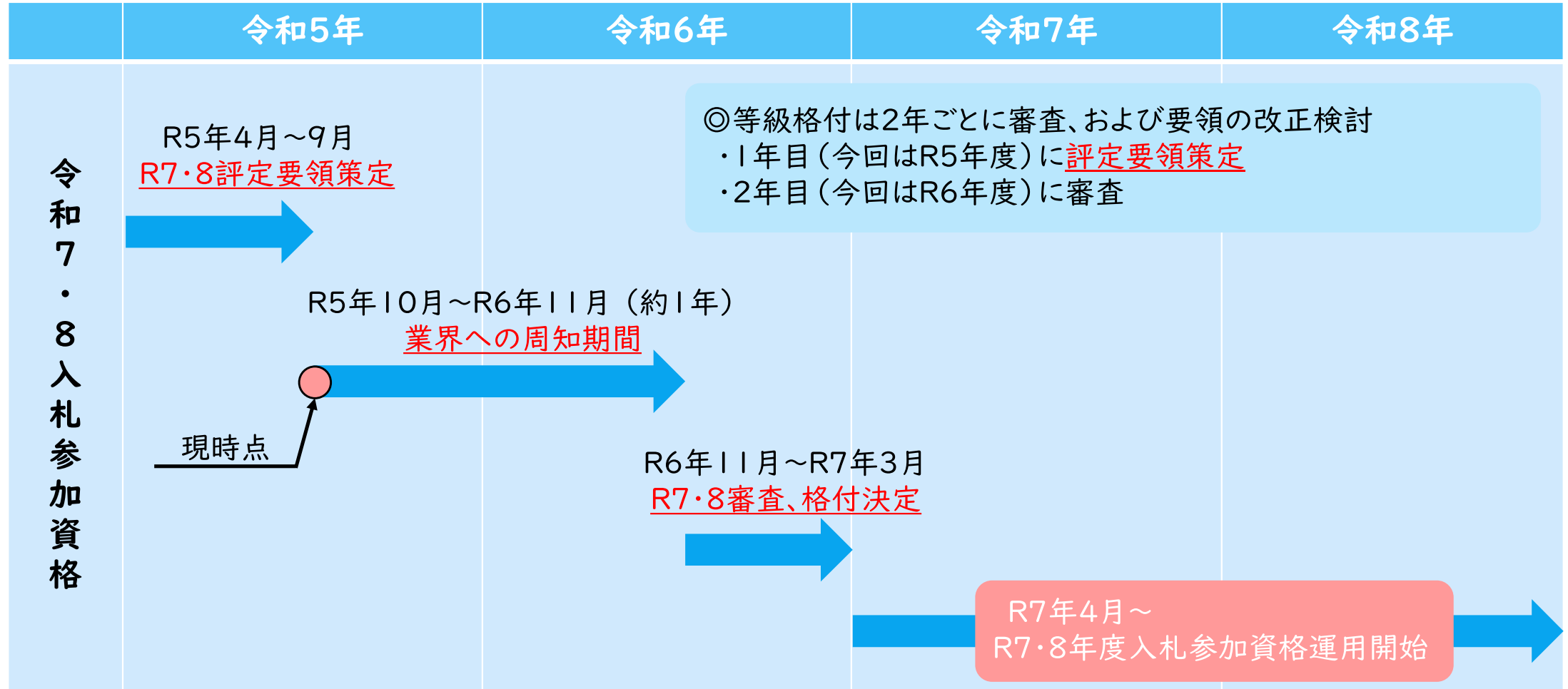
※評価項目、配点等は国が全国共通に定めたもの

区分	評価内容
経営規模	年間平均完成工事高(工事種別)、自己資本額など
経営状況	企業の財務状況(利益率、自己資本比率、利益剰余金など)
技術力	技術職員数、年間平均元請完成工事高(工事種別)
その他(社会性等)	労働福祉の状況、建設業の営業年数、防災活動への貢献の状況、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況など

❖技術等評価点(主観点)の内容

区分	評価の目的・対象	評価内容
技術的要素	公共工事の品質確保を図るため、建設業者の技術力を評価	県工事の施工成績、優良工事に対する知事表彰等の表彰実績、施工管理に関する技術力及び資質の向上のための継続学習実績(CPDS、CPD)等
県の重点施策への取組	建設業を取り巻く課題の解決につながるような事項について、県の重点施策への取組状況を評価	女性の活躍推進や子育て支援、環境、障害者や若年者の雇用等について企業の取組を評価
その他	行政処分等	

3.入札参加資格審査（等級格付）のスケジュール（予定）



4.令和7・8年度評価項目概要

	項目	評価概要	区分
客観点	1 経営事項審査	業者の技術力・経営力を評価(全国共通)	継続
主観点	1 工事施工成績	工事の施工成績を評価	継続
	2 優良施工知事表彰等	優良建設工事の知事表彰、県土整備部長表彰等を評価	継続
	3 技能士等の配置	技能士等の配置を評価	継続
	4 継続学習(CPDS,CPD)	技術者の継続学習を評価	継続
	5 建設業労働災害防止協会活動	建設業労働災害防止協会での活動を評価	継続
	6 エコアクション21認証取得	エコアクション21の認証・登録を評価 審査基準改正(令和5年1月施行)により経営事項審査の加点項目となったため、客観点に移行	変更
	7 障害者雇用	障害者の雇用を評価、法定雇用率未達成の場合は減点	継続
	8 若年者雇用	若年者(30歳未満)の新規雇用を評価	継続
	9 女性の活躍推進・子育て応援・出会い結婚応援	女性の活躍推進、子育て応援、出会い結婚応援への取組を評価 厚生労働大臣から「えるぼし認定」「くるみん認定」を受けている場合の加点のみ、 審査基準改正(令和5年1月施行)により経営事項審査の加点項目となったため、客観点に移行	変更
	10 不当要求防止責任者の選任	暴力団不当要求防止責任者の選任・受講を評価	継続
	11 健康企業宣言	社員の健康づくり推進に取り組む企業を評価	継続
	12 行政処分等	営業停止、指名停止、警告、指導等を受けた場合は減点	継続

5.令和7・8年度評価項目の変更点

❖経営事項審査改正に伴う廃止

●「エコアクション21認証取得による加点」の変更

評価項目	主な内容
エコアクション21認証取得による加点	基準日において、一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション21の認証を取得している場合 5点 なお、第6条第2項に規定する直前審査及び直前審査の直前に受けた経営事項審査においてISO14001の加点を受けた場合には、エコアクション21の加点は行わない。



客観点に移行

客観点(経営事項審査項目:W8)にて加点

●「女性の活躍推進・子育て応援・出会い結婚応援」の変更

評価項目	主な内容
女性の活躍推進・子育て応援・出会い結婚応援	(1)「女性の活躍推進佐賀県会議」に会員登録し、 ①女性の管理職比率・数の向上 ②女性が活躍しやすい社内制度の整備や教育の充実 について女性活躍推進宣言を行い、基準日までの2年間において、内容を実施した場合 又は、厚生労働大臣から「えるぼし認定」を受けている場合 2点 なお、第6条第2項に規定する直前審査及び直前審査の直前に受けた経営事項審査において「プラチナえるぼし、えるぼし(第1~3段階)認定」の加点を受けた場合には加点は行わない。 (2)「さが子育て応援宣言事業所」として登録し、基準日までの2年間において、宣言内容を実施した場合 又は、厚生労働大臣から「くるみん認定」を受けている場合 2点 なお、第6条第2項に規定する直前審査及び直前審査の直前に受けた経営事項審査において「プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん認定」の加点を受けた場合には加点は行わない。 (3)「出会い結婚応援企業」として登録し、基準日までの2年間において、研修を受講した場合 2点



一部客観点に移行

客観点(経営事項審査項目:W1)にて加点

詳しくは **令和7・8年度 施行能力等級評定要領**をご確認ください。

[ホーム](#) > [組織\(部署\)から探す](#) > [県土整備部](#) > [建設・技術課](#) > [令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級評定要領を改正します](#)

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [しごと・産業](#) > [入札・補助金・公募事業](#) > [入札](#) > [建設工事関連 入札制度等](#) > [入札参加資格](#)
> [令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級評定要領を改正します](#)

施行能力等級評定要領



令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級評定要領を改正します

最終更新日：2023年9月28日 | [県土整備部](#) [建設・技術課](#) TEL：0952-25-7153 FAX：0952-25-7317 [✉ kensetsu-gijyutsu@pref.saga.lg.jp](mailto:kensetsu-gijyutsu@pref.saga.lg.jp)

佐賀県建設業者施行能力等級評定要領について、添付ファイルのとおり改正します。

改正後の要領は、令和7・8年度の建設工事入札参加資格決定から適用します。

添付ファイル

【令和6年4月1日以降】

[令和7・8年度県内評定要領【溶け込み】](#) (PDF：196.7キロバイト)

[令和7・8年度県内評定要領【見え消し】](#) (PDF：200.8キロバイト)

[令和7・8年度県内評定要領【新旧対照表】](#) (PDF：122.3キロバイト)

[評定要領の見直しについて](#) (PDF：172.1キロバイト)

【令和6年3月31日以前】

[令和5・6年度県内評定要領](#) (PDF：91.4キロバイト)



各種項目の問合せ先

項目	担当部署	連絡先
入札参加資格申請	建設・技術課	0952-25-7102
障害者雇用	障害福祉課(就労支援室)	0952-25-7064
女性の活躍推進	男女参画・ 女性の活躍推進課	0952-25-7062
子育て応援 出会い結婚応援	こども未来課	0952-25-7381
不当要求防止	県警本部 組織犯罪対策課	0952-24-1111
健康企業宣言	健康福祉政策課 (協会けんぽ佐賀支部)	0952-25-7075 (0952-27-0612)

令和6年度の入札参加資格における追加審査の受付について

【申請受付期間】

令和5年11月27日(月)～12月8日(金)

(郵送の場合最終日の消印有効)

必要書類等、詳細は県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00399009/index.html>



<今回の審査対象となる業者様>

◆令和5・6年度の入札参加資格を持っていないので令和6年度だけでも申請したい。

◆令和5・6年度の入札参加資格は持っているが、別の業種を追加したい。

※注意:令和5・6年度入札参加資格審査時に一度審査した業種は審査できません。

令和6年度における
入札参加資格の新規取得
や業種追加を希望される
方は申請が必要です!

受付期間外の申請は
一切受け付けできません



佐賀県

